

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 復帰対策（対内）（関係省庁会議）(4)－ 社会・労働、教育・文化各部会－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43767

社会、勞動
部會

アメリカ局長

参事官

北米オ一課長

総特第 652 号

昭和 45 年 3 月 2 日

外務省アメリカ局北米第 1 課長 殿

総理府特別地域連絡局参事官
加藤 春樹

沖縄復帰対策各省庁担当官会議部会の
開催について(通知)

標記会議を下記により開催しますので、出席願います。

記

1. 社会、労働部会 (第 1 回)
2. 日 時 45 年 3 月 7 日 / 0 時から / 2 時まで
3. 場 所 総理府庁舎内 429 号会議室
4. 議 題
 - (1) 社会労働部会の運営について
 - (2) その他



総理府

取扱注意

アメリカ局
参事官
北米第一課長

社会・労働部会(第1回)会合

昭和3.10
東北1

3月7日 総理府へおこなった記録(各省大臣
担当官出席のもとに 本件第1回会合が開催)

会議(各省大臣北1、吉川出席)、(1) 部会
と運営区分会式をとり、各方面へ環

境共生、労働(基地労働者対象の地位協
定)等部会(取上げ) 及び社会等分科会

を設置する。(2) 各省大臣へ向けての
整理を行ひ、3月20日まで特連局へ提出。

次回の部会へおこなう審議決定する。又現地
調査の可否を追加検討するとして決定した。

出席省庁 総理府(官房及ぶ特連局)、内閣審議室
行管、科学技術、防衛施設各庁

GA 6

外務省
494

外務、厚生、通商、労働、運輸、建設各省。

以上 討議要旨下記となり、参考まで。

記

1. 岸特連局總務課長より、復帰準備
の進度及び主な問題点について説明され、

復帰準備全般のガイドラインは2月17日付
外務省と協議して同月21日付で行なわれた旨述べ

次に後、本部会の運営方法について、外
部会と同様分科会式をとること、否か

つと詰めた。

2. 厚生省より、厚生省主導事項は各省別
事務

で進めており、大部令でなく、各省と用意
段階で手本用意するのみとする旨が示された。

GA 6

外務省

同省用件の件は分科会で該件は
は改めて考へる旨を答言を行ひ、分科会

方式の強化又討て述べた。

二小口討て、加藤特連局事官より

復帰準備は總理府に窓口としての
決定(2月)。(国内体制)を詳述

厚生省の考へ方とは不可解似て、自治
筋効、建設、通商各省の分科会は該件

へしき、又詳記せしめ、結局分科会
方式をとることに決定した。

(1) 厚生省の本年度会議、沖縄
への適用に關し(2)厚生省と協議の上

全國会の決算を提出するための主張
のうち、結局廃止以下の主張が承認さ

旨述べた。加藤事官は、特連局は
全然本件を通知しておらず、政府

より統一的、復帰準備に進
むべき方針が確定したことを指す。

加藤は行方不明となり、今後は特連
局及び外務省の十分連絡を保つように

と注意を喚起した。

3. 岸謙吾より、即ち分科会を詮解

する所、(1) 諸事、(2) 環境衛生及び
その他分科会による(3)是れに付随する

主として厚生省主導で他の事務
(医師制約、医療対策等)を扱う分科会

は7月2日厚生省にて必要としと主張
したが、詳議の結果取扱いに社会分科

会を設けたとし、~~東北~~ 参加省六月
総理府(特連局)、外務省及川、厚生省と
主に閣僚、事務官、特連局、厚生省と
内閣調査室調整室とで話し合った。

(1) 基地周辺の開拓事業の実施
環境衛生及び基地周辺の河川等の
地(立場定用)係部会の開拓、各省及び
内閣府議院の発言、各省と了承した。

4. 本部会の取扱いのべき事項は、各省
主に五、六の問題と整理を行ひ、未だ
了月20日午後提出、次回の部会(22日正
午)に於ける検討、決定した旨 特連局
より提案された、各省は以下の通りだ。
以上、問題と整理して記す。

GA 6

外務省

分科会別に分かれて、一体化、輸送
措置及川用意法のため事務局とし、
提出は項目ごとに章立てて決めて
5. 現地調査の結果問題と整理して行
すべき事項、各分科会における検討と改
改め方を各自決定して置く。

GA 6

外務省

本島・沖縄一体化調査報告書(平成7.16)取扱い

厚生省 国際

1) 一体化されたべき措置

本土・沖縄一体化されたべき措置として次の四つが挙げられる。

（1）

ア、財務制度について 本土と沖縄の歳格条件を同一化

1、沖縄の生活水準、消費水準等との均衡を取つつ、各種制度を本土・沖縄とそろそろ同一内容のものとする。

（2）

沖縄の行政水準を本土の水準に近づける

1、沖縄の財政、所管、訓練等を強化し、専門的、技術的水準を本土の政府へ近づける。各種身分制度のうち特に

（3）

沖縄の特徴事情に対する対応策、医療介護等については、過去の功績を十分考慮して、外匯で決定する必要がある

（4）

子供、老人の一様化以外の施策、例えば生活保護、児童福利

化、社会、地域医療保険等の諸施策は、琉球政府が今後沖縄の社会的、經濟的情勢を勘案しつつ、計画的に推進されるべきである。そのため、何よりも早く、同政府の計画力による推進が求められる。

（2）当面早急に検討すべき事項

ア、社会福祉

（ア）生活保護費の改善

（イ）保育基準の改定
（ウ）本土政府に対する保育基準改定費

④ 介護等の施策（予防改善策）を実施。
⑤ 医療扶助につけては医療扶助の整備、その他医療保険制度等による課題を整理（本土計画と同様）する。

⑥ 保健事業等の実施
⑦ 保健事業の本邦化度に準じ、市町村ごとに検討していく。

実施をつかむ必要がある。

（イ）身体障害者福祉
身体障害者更生指導施設の整備、厚生医療等福祉措置の充実、

及心巡回相談等に対する相談指導体制の強化等がかかる。

（ロ）老人福祉
特別養護老人ホーム老人福祉施設の整備拡充及び健康診査等居宅老人支援充実を図る。

（ハ）児童福祉
児童福祉制度一般

児童福祉施策の格差解消のための措置等。

（ア）収容措置費の支弁基準について内容の改善を図る。

（イ）長者相談所及び同一時代保健所の整備充実を図る。

（ウ）長者福祉施設、設備を図ることによる保育事業充実を図る。

（エ）障害医療及び育成医療の拡充を図る。

（オ）児童扶養年当分の特別児童扶養年当制度

児童扶養年当分の特別児童扶養年当制度を図る。

C	母子福祉化
	母子福祉化資金貸付制度の充実強化(図2)
d	母子保健
	母子保健法制定、母子保健事業の充実(図3)
e	精神疾患福祉化
	精神疾患者福祉法制定(図4)、精神疾患看護施設の整備(図5)
f	精神疾患者更生施設の整備(図6)
(A)	医生奉公制度
	医生奉公制度早期に創設、現在、中止(図7)、福利厚生制度の歴史(図8)
(B)	患者防護制度
①	本法(準備)→院内防護法(制定)
②	患者防護金貸付法(先立、婦人相談院行財團、婦人保健施設設置費の措置)
g	措置(図9)
(C)	世帯更生資金貸付
	本土、世帯更生資金貸付制度(準備)→準備(制度)実行可。
(D)	社会福祉事業振興資金
	借金累々減化と貸付条件の改善(図10)
1	年金制度
	国民年金及び厚生年金
	国民年金及び厚生年金(準備)→本法(制度)整備(図11)

卷之二

(P) 家事被_レ暴落へ行けの指標

(1) 精神卫生科系

a 精神衛生活の改正12.7 檢討会
b 精神疾患の整備至圖

(1) 保健所の精神衛生等の法則(1971年7月施行)。

傳生，不誤二法。立法而以之不統計可也。
1 依藥而予所見心毒生虫病乎？

(六) 传染病防治法、传染病及寄生虫病防治法、传染病防治法。

要人所傳。人所傳進「本地醫療、徹底王國」的「民族」

卷之三

卷之二

業主進行監督、技術指導等；（2）憑着管理經驗代辦。

卷之三

- ○ ○
- (1) 機械化施設、設備。整備を図る。
- (2) 水道施設整備
木曾又地域への水道、普及、川道施設の整備(石園)と並行して実施する。
標準水道、統合で機械化する。
- (3) 清掃事業
原処理施設、二段処理施設等の整備と清掃の促進。
- (4) 医師派遣保育事業
a. 施設化後、整備等による衛生、清掃を促進する。
b. 入立地区産女対策。充実を図る。
- (5) 自然公園整備
自然公園指定施行等の総合的な保養施設整備。
- (6) 三統一機関ハラキリ事務
丁 社会福祉部
- ・ 育児生活協同組合
本部改修(→育児生活協同組合法)実現。
- 1 保健行政
 (7) 保健所運営
 a. 保健所改修正規化検討等。
 b. 市町村の担当部内に活性化保健所業務の活性化
 所有者移転(→市町村へ委託移譲)等。
 c. 整備計画。
- (8) 介害支援
 大会議室、水廻り等の対策充満する。

17) 医療被費

新那爾病院、整備充実の因。

(1) 特殊医療対策

a 並医地に医療対策は、医師、薬品、機動性の強化等
二五、充実の因。

(2) 政府の医療保険制度(国民健康保険法)

c 改良医療対策、から対策、充実の因。

7) 医療保険制度

(1) 一般住民、在外、医療保険制度(国民健康保険法)
創設、医療保険の整備状況等から改められた実施方
法、改められた実施方。

(2) 合併、方式、当面償還式等で直面する問題、
現物給付に対する要望が多少の状況等で今

後二の問題は、早く解決を進める必要がある。

総理閣
B-4 総理閣 S-19p. (1960年版の)

卷之三

(一) 一体化设计。计算机集成

(1) 便南縣

勞動法、勞動關係法、公共事業等勞動關係法及
勞動政策之勞動法、勞工法、勞工福利法、勞工
之立法、本土化地方公務員勞動關係法之立法

而斯村之“新會”之立法，係是中國之第一。
今後，復將之付之施行於本土。而更開《新會》之立法，以示加意。

(2) 事由事件

1. 丙子年正月廿二日，
房山縣集貿委會規定：
1、在土產之若干，
2、在土產之若干，
3、在土產之若干，
4、在土產之若干，
5、在土產之若干，
6、在土產之若干，
7、在土產之若干，
8、在土產之若干，
9、在土產之若干，
10、在土產之若干，
11、在土產之若干，
12、在土產之若干，
13、在土產之若干，
14、在土產之若干，
15、在土產之若干，
16、在土產之若干，
17、在土產之若干，
18、在土產之若干，
19、在土產之若干，
20、在土產之若干。

八三一、
六、最低價金制 12.7.1912、本土。改正最低價金法。決定方式

近似 17~20 分 早急手改正は必要であります。また
本巻金鶴が現在会場一律に全員他意についたる
事実を確証するための手続を試みたる事項

202-1-42=7.421 木炭 40kg \rightarrow 灰 16kg = 1

1. 安全衛生規則の内容に本工場比(一)が遅れで、
以降は中銀江木村正彦、技術の北洋の立川屋山一郎の部下が
1930年7月、安全衛生規則を本工場に改正した。機器は、津
縛の事情により既に安全衛生規則の部分のみ改正して、
機器、ナフホド等は作業を連れて、機器の取扱い、手
作業風の判定の当時は、半ば技術援助的である。
この実績を確保するため、担当官、研究所、行政体制も整
備され、本場は改めて安全衛生改善委員会を行なって、
其の後(1931年)7月施行、(二)肺病127例、環地帯技術協
助小組、委員会が、当面二十四ヶ所の機器の問題、
又、本土の勞働災害防止団体等の意見を採り、外國の立派な規
則をアシムル(法制定)しては、前記(一)の安全衛生規則の行
き渡りを、又、本場の問題の解決に役立つことを、
仕事場内より、本場の活用により本場をよりよくする事、
(3) 鹿児島
了 墓地事情。変化や本土復帰の伴う、沖縄の墓地事情。
変動の如きから、二つの対処法を以下冲縄、鹿児島と詳
く述べる。決定は1931年。而れか向是1931年墓地事情。
変化(件)、鹿児島同體、本土復帰の伴う、勞働力の移
動をどう考へか、又は二つの島に入れるか、外國人労働力、
販賣機械等の立派な問題を含め、長期經濟的問題等を
併行して、長期間の雇用の展望をもつて要があると思われる。

本政策と共同の運用計画案は作成された準備を行ふ。

二、政策案

1、財政省対策は、立派に運び込まれて近く本土の財政系産用促進法に準ずる立法を可の準備が進みつつある。

現ほ比較的容易つかう。運動費も手元に持つておる。早急に準備を進む。べきである。

2、中高年対策本部の取扱事務機会制度は、いつ既に現在の状況に付す。前半は1970年度、後半は

12ヶ月以内に、農業生産標準化規則が採り始められる可能性がある。従つて、中高年対策は今後予想される沖縄県内変動の

には、廣用の不足に対する心配は不可欠。そのためと思われるか、この実施の内容や時期は十分の取扱いが必要である。

3、従つて、本土法の内容を周密研究し、沖縄県の実施方針を定め、その実施に十分の準備をする。本土化の

指導援助体制を取つ。

4、中期運用計画案は作成され、運用対策を推進。

一環として、中期計画案は、専門家から検討が要る。

5、米葉対策委員会は、昭和42年秋に成立した。本土化の

同じ内容、立派に運営され、就活活動もついて本土化

若手、青年は多く、早く問題を回復せんとしている。

6、本土化問題に対する理解が深まっている。

(4) 教育訓練

ア 教育訓練制度を一層正確く制定すべし。中央及地方教育訓練行政の実情を勘へ、教育訓練や教育研究標準を実施していくための基盤として標準化、規範化をカリキュラム改革に反映すべし。

イ 教育訓練制度の本質的特徴を明確化し、支援度を標準化する。
ア 教育訓練制度の実効性を今後より確立する。
イ 総合的な教育訓練制度の実現を図る。
ア 費用を考慮すると、その必要性は十分認められ。
イ 現状、現実的に行はれ、運営が可能で、総合的教育訓練所の設立による今後支援度の必要がある。

(5) 労働保険(公池)

ア 労働保険の改革は今後ビタニカル化と一体化を進めて進み

乙 労働保険と同一の相互保障制度の一実現をめざす。

カ 労働保険、労災保険の複合化による更なる完全な一體化が実現され、制度化、標準化、統合化が進む。調整手段として選択的選択が可能。

キ 労働保険と労災保険の統合化が進む。

ヘ リスク保険の標準化、規格化が進む。

ア 実質把握、再生法、新規法等の法律等の標準化が進む。

カ 保険以外の施設(婦人施設等)の運営も進む。

キ 中小企業連取金共済制度は7月、当面、現行還取金制度を

ヘリテイク。

ア 実質把握、再生法、新規法等の法律等の標準化が進む。

カ 保険以外の施設(婦人施設等)の運営も進む。

キ 中小企業連取金共済制度は7月、当面、現行還取金制度を

ヘリテイク。

ア 実質把握、再生法、新規法等の法律等の標準化が進む。

カ 保険以外の施設(婦人施設等)の運営も進む。

キ 中小企業連取金共済制度は7月、当面、現行還取金制度を

ヘリテイク。

現状の実態を考慮して可能な限り改善を図らなければなりません。

(6) 安全衛生規制の問題

ア、軍團衛生規制と軍團衛生条件とは一概にいよいよ違

「民衆衛生法」(衛生行政立法院院制定した衛生命令並

て適用が早く、統帥部は烏国民党政府布令等によつて未見制止し

め、二つの本法と軍團衛生規制との安全衛生規制等を整備する

ための措置は既に検討すべきである。

ア、(ア)、(イ)は軍團衛生規制に対する安全衛生規制と

の適用につけて述べる。

ア、(ア)は軍團衛生規制の不適が認められ、本立法

は、(ア)は軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)の

実施方法、致管は直接適用であります。第3種及び第

4種被用者就労等。実態が如何なるかで、第一の特殊

事情がある場合、本法の連結を認め、(ア)は改めて

は、(ア)であります。

ア、(ア)は、軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

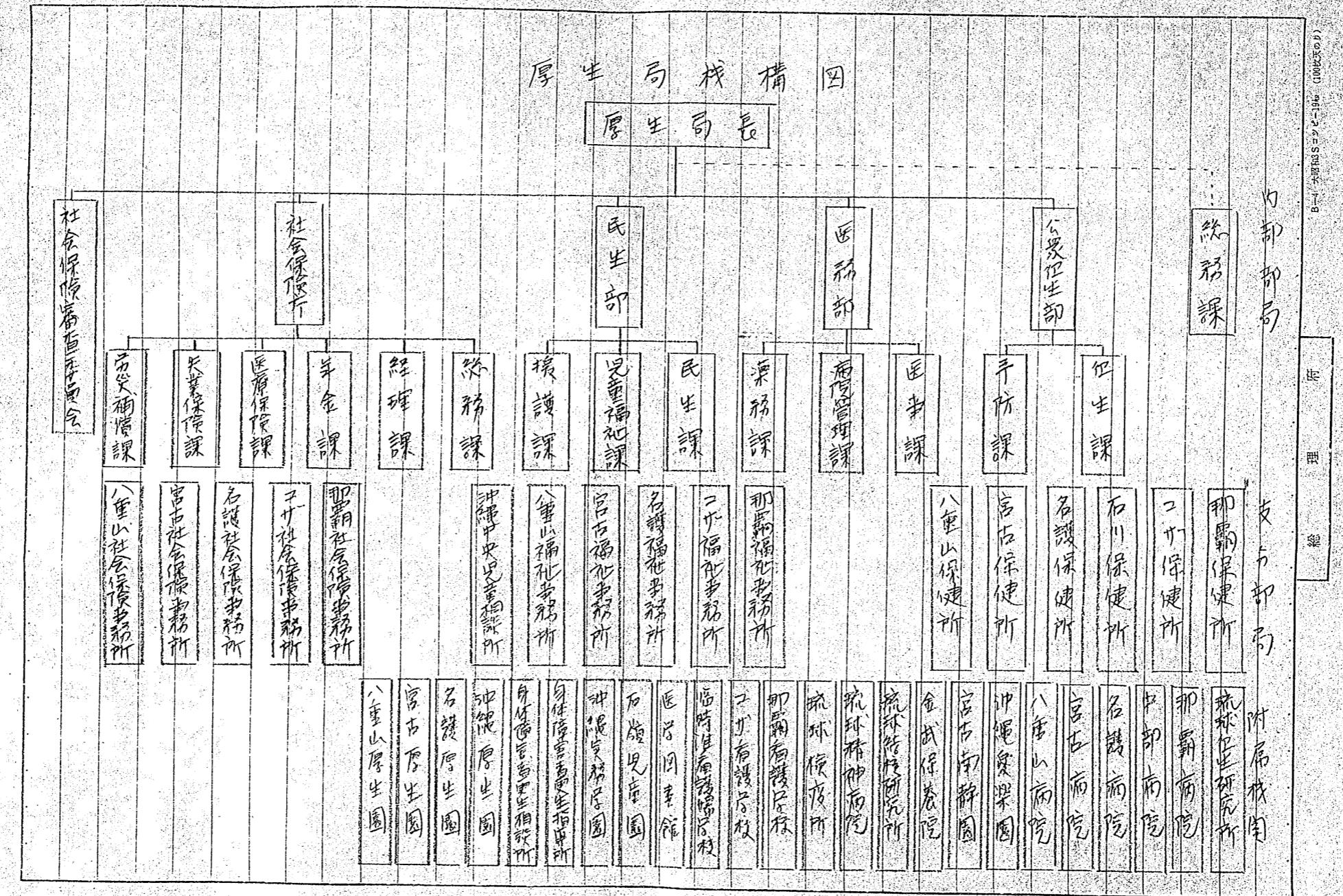
は、(ア)であります。軍團衛生規制の不適が認められ、(ア)、(イ)

所の外向化が進むと共に、老保、岩井の保守派が厚生局の社会
保育院二局長などを以て、厚生省は統率的、一部は在職局統率的。

支障するので、行政被禁制の問題は他の部局の専達に付託

次第、米倉、第長向係室から第仲局ニ所属して、官署行
政、官金往來行政面に於て兼務を負担していく。諱モ取引ア
リハ、厚生面面、緊急化は早急に進み沙汰へ至りて从ふ。

中華人民共和国社会保章制度の比較(主張制度)			
制度	本土へ根づいた 生活保護法	国外へ根づいた 生活保護法	備考
生活保護制度	生活保護法	生活保護法	制度日本と同一でない 老人福祉制度
老人福祉制度	老人福祉法	老人福祉法	(1966.5.10立法11号) 条文内容日本と同一でない 身心障害者 福祉制度
身心障害者 福祉制度	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	(1953.11.9立法81号) 精神障害者福祉法
精神障害者福祉法	精神障碍者福利法(1949.8.14立法154号)	精神障碍者福利法(1949.8.14立法154号)	児童福利制度
児童福利制度	兒童福利法	兒童福利法	(1953.10.11立法61号) 条文内容日本と同一でない 精神障碍者福利法(1968.8.27立法46号)
精神障碍者福利法	特别扶養料制度	特别扶養料制度	"
母子福利制度	母子福利法	母子福利法	(1968.8.27立法45号)
母子保健制度	母子保健法	母子保健法	(1969.8.13立法20号)
災害救助制度	災害救助法	災害救助法	(1960.2.23立法2号)
医疗保险制度	医疗保险法	医疗保险法	(1945.9.7立法102号) 本法の制定後は「福利」、「生活保護」等の用語が使用され、本法も「医疗保险法」として記載されることが多い。
社会年金制度	社会年金法	社会年金法	社会年金法(1958.11.24立法16号) 通称「五七〇」といわれる 国民年金法
国民年金法	国民年金法	国民年金法	(1964.9.24立法37号) 条文内容日本と同一
被服福利制度	被服福利法	被服福利法	(1958.1.11立法5号) 条文内容日本と同一
被服福利制度	被服福利法	被服福利法	被服福利法(1963.5.14立法198号) 条文内容日本と同一
公務員福利制度	公務員福利法	公務員福利法	公務員福利法(1967.9.7立法12号)
军人福利制度	军队福利法	军队福利法	(1964.8.12立法92号)
警衛福利制度	警衛福利法	警衛福利法	(1956.10.26立法85号) 本法の条文内容日本と同一
精神卫生法	精神卫生法	精神卫生法	(1960.8.22立法102号)
环境保护法	环境保护法	环境保护法	(1962.7.20立法57号)
野生动物保护 法	野生动物保护法	野生动物保护法	(1955.1.4立法16号)
水污染防治 法	水污染防治法	水污染防治法	(1987.4.1立法105号)
环境保护法 及野生动物保护 法	环境保护法及野生动物保护法	环境保护法及野生动物保护法	本法(1984.12月1日施行)
旧教育革命政策 文件	旧教育革命政策文件	舊教育革命政策文件	"
文教特别指正院	文教特别指正院	文教特别指正院	"
引揚者給付金支給法	引揚者給付金支給法	引揚者給付金支給法	"
等級別獎勵金支給法	等級別獎勵金支給法	等級別獎勵金支給法	"
奖励和惩罚条例	奖励和惩罚条例	奖励和惩罚条例	"
奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	原子弹爆炸受害者特別扶養金法
奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	原子弹爆炸受害者特別扶養金法
奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	奖励和惩罚条例 等級別獎勵金支給 法	原子弹爆炸受害者特別扶養金法



卷之三

三井銀・本土。房地開保制度、比較（主要制度）		
本 土	三 井	銀
房地組合法	房地組合法	(1953.立法42号)
房地開保調整法	房地開保調整法	(1953.立法43号) 調整開保制度。主に農地開保の問題を解決するもの。
公地農地等房地開保法	公地農地等房地開保法	(1960.立法107号) は農行馬主共渠が設立。セメント工場等の開発に伴う公地の開拓と公地の整理を目的とするもの。
地代償償償金賦課法	—	本法は地代償償償金賦課法。規定は地代償償償金賦課法と同様である。
房地基準法	房地基準法	(1953.立法44号) 同じく農地開保法に並んで制定されたもの。
以肺法	以肺法	(1963.立法114号) 同法日本法の準則。
最低賃金法	—	本法は最低賃金法。規定は日本法と同様である。
雇用対策法	—	本法は雇用対策法。規定は日本法と同様である。
職業安定法	職業安定法	(1954.立法41号)
勞本童青年雇用促進法	勞本童青年雇用促進法	(1969.立法45号) 本法は1969.7.2制定のもの。
景氣失業対策法	景氣失業対策法	(1956.立法24号) 経済の景気悪化による失業者に対する就業援助等のための措置を定めたもの。
雇用開拓促進扶助法	雇用開拓促進扶助法	(1969.立法141号) 同上。
職業訓練法	職業訓練法	(1968.立法38号)
労働者災害補償保険法	労働者災害補償保険法	(1963.立法78号) 総合的な労災化が実現した。
雇業保険法	失業保険法	(1958.立法5号) 在職1年1-2-10%、失業期間1年以内の被保険者に失業給付金を支給するもの。
労働金庫法	労働金庫法	(1965.立法59号) 本法は1965.7.1から賃金庫が廃止された。
中小企業金融大會法	—	本法は中小企業金融大會法。
雇用促進審議会法	—	本法は雇用促進審議会法。

アメリカ局

参事官
北米第一課長

総特第956号

昭和45年3月24日

外務省アメリカ局
山北米第一課長

殿

総理府特別地域連絡局

参事官 加藤泰



方略之文書
石破が
本席

沖縄復帰対策各省庁担当官会議部会の開催

について（通知）

標記会議を下記により開催しますので出席願います。

記

1. 社会・労働部会（第2回）
2. 日 時 昭和45年3月27日
午前10時から12時まで
3. 場 所 総理府庁舎内 地下B棟会議室
4. 議 題 各省から提出された問題点の検討について



総理府

支那人の政治的組織

支那人の政治的組織

支那人の政治的組織

B-1 大阪府Sコピーブル (1000枚入り)

大阪府理総務局

統務課

支那人部

行業審定部

名護至誠審定所

那霸公私業審定所

行業安定課

宮古庄生船業審定所

行政課

沖縄公私業審定所

行商調査課

三井汽船業訓練所

構図

支那人局長

支那人審査部

婦人青年課

那霸公私業審定所

支那人

支那人審査部

婦人青年課

那霸公私業審定所

親
兼
顧問

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

米2回沖縄復帰対策 社会局内部会(記録)

65.3.27.

未だ一

1. 3月27日、総理府において標記会議が開催され本1回会議の決定に基づ

き各省政府本部会において検討すべき復帰準備の必要な事項について

討議を行った。同会議概要次通り。

2. 市役所教課長より先日朝日新聞に沖縄

復帰対策大綱が洩れて遺憾なる旨説明があり、今復帰対策の大綱を7月までに

まとめる予定であるのでこれまで各部会において十分内題を整理・検討して頂く

までの旨発言した。(河課長は急ぎ同会

にかけてあと特連(?)専門調査官が同会議にて、久に各省行政局より之

れぞれ別途の社会局内部会における検討事項を説明した。この説明の

中で問題となるのは、①他の部会と統合する問題(例:3月保険事業の管理運営機構

整備)問題は同部会で検討以上で行政印会に移す等)及び②多くの同僚等に

手交する問題(例えば流毒禁止法問題)どう取扱うべきかにつき検討し、同部

会のための案を各省行政局会議に提出し調整を取ることとする。

3. 今後の部会及び会議の運営方針は、特連専門より今後は会議会

「中心に個別の問題につき検討(沙汰で)」
と提案し、強い要請されて出席者の了解を得た。本部会は各省政府(主), ①本部会は各省政府間で決定した問題を承認する
セミナー機能(いわゆる意見の調整)を
該決定権(いわゆる)、及び②
本部会レベルで越えた問題(例えば米軍
が管理している3水源施設の管理権の承認
等の問題)は本部会で審議をするべき
事のかどうか、以上2点の疑問が
本部会の
強い主張(準備範囲はどうかの点と
いう問題)につれて懸念(懸念)ある
明確な説明がない公儀をしてた。

第1回社会・労働部会

1. 日時 昭和45年3月7日 午前10時より
於総理府会議室(429号室)
2. 出席者 別紙名簿のとおり
3. 会議内容 岸課長挨拶につづき、次の点について討議した。
(1) 部会の構成について
分科会を設けて問題点をつめていく必要があるという観点で各省出席者の間で討議した結果
ア 環境衛生分科会
イ 労働分科会
ウ 社会分科会
の3分科会を発足させることとした。
(2) 問題点の整理について
関係各省において本部会として検討すべき事項について、その問題点を3月20日までに次の要領によつて当局に提出してもらうこととなつた。

総理府

ア 復帰の時点までに本土と一体化していく必要のあるもの

イ 復帰の時点で本土法の適用をすればよいもの

ウ 復帰後においても暫定又は特例措置を必要とするもの

また、問題点の中で現地調査を必要とするものについては本年前半までに調査を終了しておく必要があるので、各省においてその必要なある問題点並びに調査時期等についても資料の提出を行なうこと。

(3) 各省から提出された問題点は当局において整理のうえ次回(3月27日)の部会において討議を求めるところとする。

以上について各省の同意を得た。

総理府

社会労働部会出席者名簿(第1回) 45.3.7

内閣審議室	山崎 敏
総理府恩給局恩給問題審議室	久田 久雄
防犯施設行政課官	柴原 繁芳
同 治務企画課課長補佐	小林 和夫
経済企画庁国民生活局水質保全課	小林 勇造
科学技術庁官房総務課	柴崎 和崇
外務省アフリカ北米課	吉川 豪男
厚生省官房総務課課長補佐	藤田 恒雄
農林省官房沖縄計画課運送室	鹿 崑
関東省官房情報課神總対策室	田村 美治
運輸省船舶局党政課	大森 国章
労働省労働基準局監督課	加藤 孝
建設省都市局下水道課段	久保 駿
自治省大臣官房調整室	赤本 力
特別地域連絡局参考官	加藤 泰守
同 総務課長	井 良明
同 調査室	高橋 重男
同 援助業務課課長補佐	吉川 武司
同 血液度量衡課課長補佐	隈 勤
同 総務課企画調整係長	高橋 稔
同 援助業務課屋上劣化係長	山本 実雄
同 援助業務課屋上劣化係長	吉松 貞人
同 総務課企画調整係	裏轟 天修

45.3.26

社会労働部会における検討事項等(各省意見)

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A.環境衛生分科会	B.労働分科会	C.社会分科会		
科学技術省	<p>1、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」</p> <p>2、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」</p> <p>3、<u>公害、災害等の防止対策</u></p>			<p>法律適用の準備検討 同上</p> <p>公害、災害等の発生状況調査分析したうえで、防止対策の検討を行ふ。</p>	<p>調査の必要あり 同上</p> <p>同上</p>
厚生省	水道關係			水道公社の取扱いについて(水道事業に対する補助の取扱いの検討)(復帰時)	

総理府

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A. 環境衛生分科会	B. 労働分科会	C. 社会分科会		
厚生省				<p>1. 年金關係</p> <p>(1)本土年金制度への統合 (2)沖縄の年金制度の被保険者で切った期間の取扱い検討 (3)沖縄の年金制度で優遇されていた者の取扱い検討 (4)沖縄の年金制度から給付を受けている者の取扱い検討 (以上復帰時)</p> <p>(1)沖縄医療保険法(被用者のための医療保険法)の本土の各制度への分散帰属について検討 (2)現物給付方式化及びこれに伴う医療料金(診療報酬料金表)の検討(以上復帰時) (3)薬費の給付率及び保険料率の取扱い(復帰後)</p> <p>労災保険法、厚生年金保険法、農業保険法及び医療保険法の適用をうけている船員の取扱いの</p>	<p>調査の必要あり</p> <p>本土とのすつ適用方法 医療の減収などを</p> <p>同上</p> <p>同上 沖縄へ</p>

総理府

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A. 環境衛生分科会	B. 宗教分科会	C. 社会分科会		
厚生省				<p>4. 公園関係</p> <p>検討（復帰時）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 政府立公園の指定 (2) 既指定政府立公園の公園計画の再編成 (3) 海中公園の設定 (4) 政府立公園の基礎的利用施設の整備 (5) 休養施設の整備（以上復帰前） (6) 國立公園の指定 (7) 復帰後の沖縄県立自然公園における特別保護地区及び海中公園地区の存続（以上復帰時） (8) 温泉行政の整備（復帰後） <p>5. 医療関係</p> <p>(1) 医療関係従事者の養成確保</p> <p>(2) 医療施設の整備</p> <p>(3) 福島地区及びへき地（離島）の医療体制の整備（以上復帰前）</p> <p>(4) 医療関係従事者の資格の取扱い（復帰時）</p>	<p>調査の必要あり 同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上（実態調査）</p>
				総理府	3

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A.環境衛生会議	B.労働会議	C.社会会議会		
厚生省			6. 保険業務体制	(1)社会保険事業の管理運営機構の整備 (2)厚生年金保険及び国民年金の被保険者記録の管理様式(復帰前) (3)厚生年金保険及び国民年金の積立金の移管業務(復帰後)	(会議会に検討 してから着手)
			7. 生活保護関係	(1)保護標準の本ととの格差削除 (2)生活保護の適正実施体制の確立(以上復帰前)	調査の必要あり
			8. 婦人保護(危険防止)関係	(1)危険防止法の制定 (2)要保護女子のための婦人相談所及び婦人保護施設の整備 (3)婦人相談員の設置(以上復帰前)	司法・法務・社会の連携 が障害消滅の前提
			9. 福祉業務所関係		
			10. 保健行政公衆衛生		同上
				総理府	4

省別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A.環境衛生分科会	B.労働分科会	C.社会分科会		
厚生省			生園係機関の整備		
農林省			農業多年金制度の 実現への適用	国民年金制度等の実現への適用 と並んで検討する必要あり。	調査の必要あり
	1.公害による水産關係 被害	漁船員の労働条件		船員法、船員保険法、船舶職員法 労働基準法の制度の適用を経て 漁船員の労働条件等について検討	同上
	2.農林関連企業の公 害対策			石油港地整備等に伴う公害 問題発生の予想について	同上
運輸省	1.自動車の排出ガス 及び騒音の規制關係			自動車検査体制 及び自動車整備 工場の制度の整備について検討 (復帰時)	

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A.環境衛生分科会	B.労働分科会	C.社会分科会		
運輸省	2.海水の油濁防止 関係			1.船員の労働基準関係 2.船員取扱業者関係	海水油濁防止体制の整備 (復帰時) 船員法上の衛生管理者、救命艇 手の資格の一体化、船員法の通 用について一部修正をすることが 必要である。 船員取扱業者法の適用について 一部修正を講ずる必要あり。
労働省		1.労働行政の水準 2.中小企業の退職金 の共同積立事業の中 退制度への引継ぎ 3.労災医療施設の 整備		労働行政の水準の向上 (研修中止の強化等)	調査の必要あり 同上 労災医療施設の物的、人的整備 労災医療医師等の収容率

総理府

省庁別	検討すべき事項等			摘要	調査事項
	A.環境衛生分科会	B.労働分科会	C.社会分科会		
労働省		<p>4.各種資格試験合 格者の互認措置</p> <p>5.本土における軍團 係離職者援護措置</p> <p>6.外国人労働者の取 扱い</p> <p>7.新規学卒者を対象 とする求人活動等に 対する指導</p> <p>8.復帰後の沖縄の 産業経済開発のた めの労働力の確立</p>		<p>本土と同種の資格試験の互認 措置</p> <p>軍團係離職者の本土における就職と 援助目的ため、本土駐留軍團係離 職者対策に準じて対策の実施 (以上復帰前)</p> <p>外国人労働者の取扱いと復帰 時莫に亘りて出入国管理に 付ける所要の措置検討(復帰時)</p> <p>新規学卒者を対象とする本土求 人者に対する求人秩序の確立、 沖縄に対し適切な職業指導、職業 紹介の実施(復帰前)</p> <p>産業経済開発に伴った雇用計画 の策定労働力の誘導、住宅福祉施設 の整備等の検討(復帰後)</p>	<p>調査の必要あり</p> <p>) (復帰後定期的 調査)</p> <p>調査の必要あり</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

省庁別	検討すべき事項			摘要	調査事項
	A環境衛生分科会	B労働分科会	C社会分科会		
労働省		<p>9.復帰後における本土職業訓練法適用のための準備</p> <p>10.労働關係法会の整備</p> <p>11.本土の労働關係法会の適用</p>		<p>(1)公共職業訓練施設の充実、運営体制の整備</p> <p>(2)有資格職業訓練指導員の配置</p> <p>(3)本土と同一水準の職業訓練指導員試験の実施</p> <p>(4)本土と同一水準の技能検定の実施</p> <p>(5)技能検定協会の設立 (以上復帰前)</p> <p>本土法に準ずる法会の制定、相当法の改定。(復帰前)</p> <p>復帰時にあつて必要な経済措置を講ずる</p>	調査の必要あり
建設省	1.沖縄下水道公社、琉球土地区民供給公社の取扱い			<p>(1)下水道公社については、特例として存続地3方に検討する。</p> <p>(2)地方住宅供給公社への組織変更について検討</p>	調査の必要あり

省庁別	検討可べき事項			摘要	調査項目
	A 環境衛生分科会	B 労働分科会	C. 社会分科会		
建設省	2. 水資源開発事業について 3. 都市内の雨水排除系統整備計画について 4. 損害賠償の取扱いについて 5. 都市化再編成について 6. 清掃事業との調整について			米軍が管理している水源施設の <u>管理権の承認等</u> 雨水排除系統の整備等。	調査の必要あり 同上

省庁別	検討すべき事項第			摘要	調査事項
	A環境衛生分科会	B労働分科会	C社会分科会		
建設省	7. 種々施設の取扱 いにつけ 8. 各種基礎資料			(1) 利木率について (2) 単用地内の下水道の取扱い (立入り等内題)	調査の必要あり 同上
内閣官房機要室				意見なし	
経済企画庁				同上	
通商産業省				同上	
自衛省				同上	

総理府

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

沖。北対第409号
昭和45年6月4日

外務省アメリカ局北米オ一課長 殿



沖縄。北方対策庁調整部長

沖縄復帰対策各省庁担当官会議部会の開催について(通知)

標記会議を下記により開催しますので、出席願います。

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 部会名 | 社会・労働部会(第3回) |
| 2. 日 時 | 昭和45年6月4日10時より |
| 3. 場 所 | 総理府B棟会議室(地階) |
| 4. 議 題 | (1) 部会の運営について
(2) 沖縄復帰対策策定事務のスケジュールについて
(3) 当面の検討事項について(依頼)
(4) その他 |

要件	
首座事務	
南 方	
涉 外 調	
漁 索	
航 空	
科 学 協	
連 絡 調 整	
調 査	
カナダ	
局 藏 券	



總理府

秘
期 限

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

第3回 社会・労働部会 (記録)

45.6.4
未だ一回

6月4日総理計において標記会議が
開催され、同部会の運営方針及び作業の

スケジュール等につき協議を行ったが、
総理
書類側 (田辺調整部長、山崎参考官、岸澤長) が
対策

(他省の)
次の事項をもつて説明し、対内は半序
者が対内形態となつた。

I 部会の運営方針

(1) 復帰後の施策は各省政府や中央
政府のもので、対策市は復帰時までの

(復帰)

いわば是役にて施策策定の調整
やつと方針が決まる。(田辺部長)

(2) 対策市は進行管理係にての役割
つゝめ3つの部会のうちの1つは事は

ケルと思ふ。実体は各省でやつて頂
かれで対策市に通じてから、部会とての

意図を決定し、本部に於ける協力協議にあつ
てゆくといふシステムである。(山崎参考官)

II. 作業のスケジュール

(1) 復帰対策の要綱を年内に決定する必
要があるとのて、運営方針と8月末までの各省

は先生上級大検討事項の筋書きを決定し、
6月末までには本検討事項の整理を完了

が必須である。ただ対策折衝を

要するに、ハーバードスケールと取引をして
あるが、これは「アシスト」。(山崎事務)

(2) 沖縄復帰策定事務全般、不平等
にて近く担当官会議で明らかに各

省庁に依頼する予定。
事項

(3) 二以上の関係省庁に手交する検討委員会

は実質上関係省庁だけで協議する形
で、あくまで部会の場の中で検討する形

です。

(4) 検討事項で補足すべきもの(例えは)

対米折衝を要するものは注目するなど
及び現地調査を要する項目を6月10日

頃までに対策予に提出してもらう。

米僚長
条約課長
地区別部会(北米)
問題上等の専門審議(健保以外)
アメリカ局長

参事官

北米第一課長

担当官会議、各部会合同分科会、用儀
方策を9月に提出する。
本件は成るべく速やかに提出する。
参考資料(内閣)、
10月23日(吉川)、
10月23日(吉川)

10月23日 時事新報調整部(高橋参事官補)
④、標記合同分科会、用儀、下記

要領と通報越すとして、本件下回内問題
二点の事項(1)、外務省(2)、内閣(3)、外務省

即出席願う。旨案内越す。太田とせ
ます。

(意見) 各省より担当官毎出席させることは
如何かと思ひます。(吉川)

記

1. 名称 国際部会合同分科会
(行政、財政、文教、通商、産業、經濟
各部会) (社会)

2. 日時、場所

總理官
10月27日(火) 2:00 p.m. s.y. 特別会議室

10月28日(水) 10:00 a.m. s.y. "

3. 議題

各種保険、本土圏外保険等へ
3| 繙き

(27日付 医療保険関係、一括
28日付 社会保険関係(公務員、一括
恩給、退職金を含む))

米ハモル 26
条約課長①

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

安保課長

井策庁。満州部合合同分科会の実情

45. 10. 28
北米第一課(連中)

井策庁調整部主催により 10月27日医療保険開
係合合同分科会が主催、同28年金満州部合合同分科会が

されそれ開催されたところ、両分科会の要旨次のとおり。

1. 医療保険開係分科会

(1). 首領において井策庁調整部山崎參事官より
医療保険開係の引継ぎにつき、沖縄と本土との

間の主な相違点は次の如くである。これらをふまえ
て開係者の所管事項の説明方を要望する。

(1) 沖縄の医療保険法の保険者は政府一本で
健康保険組合の制ではなく、保険者も運営

2

制度も政府管掌の被用者保険一本立てである。

(口) 診療報酬制度の相違(本土では現物給付、

沖縄では現金給付)

(イ) 保険給付率の相違(本土は日本人10割、家族

5割、沖縄では一律に7割)

(乙) 保険料率の相違(本土では一般被用者 $\frac{70}{100}$)

沖縄では $\frac{32}{100}$)

(丙) 健保財源の相違(本土は赤字、沖縄では

18百万ドル(黒字)

(以上については別紙1参照)

(2) 以上に付し厚生省保険企事業課(藤田謹
長補佐)より、本件に対する同省の基本方針

につき次のとおり説明された。

(ア) 厚生省としては沖縄の医療保険法はない
(1965年立法)

GA-6

外務省

3

つたものとして本土の健康保険法をそのまま
沖縄に適用するに至る基本方針にして、目下作業

を進めていた。

(口) 本土法の適用につき一向向異りないとは、

前記(1)、(2)の診療報酬制度の違いの取
扱いである。沖縄では診療に7割の現物

給付には反対がある(所得統計の専門)から
厚生省としては診療報酬制度につき特例

を設けなくていいとの建前で、目下検討中と協
議があり、その見通しは目下の如く散らか
中

いうのが現状である。

(イ) 前記(1)、(2)の医療保険積立金残額(現在

18百万ドル、那須約60億円)につきは、その
処分を琉球政府に委ねることとし、本土復帰の

GA-6

外務省

際これ引き継がない。(別紙3参照)

(3) その他自治省担当官より地方公務員等若浦

組合法に関する交換措置(別紙4参照)文部
省担当官より私立学校教職員等若浦組合法

に関する交換措置(別紙5参照)郵政省電監
室担当官より沖縄県立公社役職員の取扱い
(別紙6参照)及び農林省担当官より農林漁業団体の取扱い

八第一回、それそれ提出の資料(別紙4-6)
に基づき説明されたが、右存念について特に

大きな問題点なく、会議の結果は採算方に
整理し、問題点は次回会議で更に討議

するとしてされた。

✓ (4) なお、浜中より村築市山崎幸市長に持し

沖縄軍民者に対する健保以外の災害保険
その他についての取扱い問題はこの会議

会議検討された内容について、
同参考官よりこの会議は公務員の健保制度

等の引き継ぎ問題をとりあげて月日にして
おり、軍方公務員については検討したことと考え

た。以上の由であつた。

なお、同参考官によれば、地位協定適用

上、軍方公務員に対する各種保険の取扱い
につき社米交渉上必要ならば、この会議

における取り上げることに着重していなかったこと
あつた。

2. 年金問題分科会

(1) 材料申請部山崎参考官より、この分科会
はおもに厚生年金保険関係(老令年金含む)

国民年金保険関係の引き継ぎに関する議論
各者の問題点を説明方を要請された。

(2) 厚生省、自治省、文部省、農林省、郵政省の各相
当官より光水光代別添 7, 8, 9, 10 の
(但し自治省は除外)

資料に基づき各者の問題点が説明され
た。厚生省年金局年金課長尾補佐より専
門的意見

保護者にも関連する次の問題点が指摘され
た。これらにつき材料申請部に詳しく述べられた。

(3) (4) 厚生年金保険関係の問題点

(i) 保険料率で本土の水準にあわせる。(本土基
準)

工件費1種が62%、沖縄2種55%年)

外務省

GA-6

(ii) 復帰前に沖縄から本土へ移住した者の取扱い
(復帰時沖縄に在住している者と本土の措置との
均衡)

(iv) 国民年金保険関係

(i) 保険料の相違(沖縄比本土より低い)

(ii) 保険料納付方法の相違(本土法印紙納付、
沖縄法現金納付)

(iii) 福祉年金の所得制限による終停止期の
相違(本土法5月から4月、沖縄法9月から8月)

(iv) 給付支給の相違(沖縄法市町村による)
(V) 前記 (ii) (iii) 同じ

外務省

GA-6

(第8表) 産業別事業所数及び被保険者数

(1969年改訂版)

	事業所数			被保険者数		
	計	強制	任包	計	強制	任包
1 9 6 7 年 度	3,039	3,022	17	133,410	133,352	58
1 9 6 8 年 度	3,345	3,311	34	147,389	147,290	99
1 9 6 9 年 度	3,656	3,608	48	156,228	156,068	160
農林業、狩猟業	12	12	—	129	129	—
漁業、水産養殖業	1	1	—	84	84	—
鉱業	13	13	—	448	448	—
建設業	4	4	—	150	150	—
製造業	234	233	1	7,378	7,377	1
パインアツブル筋詰製造業	553	548	5	22,392	22,383	9
砂糖製造業	24	24	—	767	767	—
飲料製造業	28	28	—	1,626	1,626	—
その他の飲料製造業	37	37	—	1,992	1,992	—
タバコ製造業	67	67	—	2,938	2,938	—
織工業	3	3	—	782	782	—
衣服その他の縫紉製造業	7	7	—	739	739	—
木材木製品製造業	53	53	—	2,049	2,049	—
家具製品製造業	23	23	—	1,252	1,252	—
出版、印刷、同製連産業	26	25	1	723	721	2
化学校	57	57	—	2,347	2,350	-3
無機土石製品製造業	22	22	—	731	731	—
金属製品製造業	72	70	2	2,038	2,035	3
機械器具製造業	52	49	3	1,922	1,913	9
電気機械器具製造業	10	10	—	416	416	—
その他の製造業	5	5	—	196	196	—
卸売業、小売業	67	68	-1	1,874	1,876	-2
卸売業	753	748	5	20,080	20,064	16
小飲食業	348	345	3	11,068	11,061	7
会社、保険、不動産業	343	340	3	7,774	7,765	9
運輸、通信業	62	63	-1	1,238	1,238	—
陸水運輸業	214	212	2	6,232	6,227	5
その他運輸業	355	353	2	18,280	18,272	8
空運業	262	261	1	12,743	12,739	4
そ通運業	22	22	—	1,430	1,430	—
ガス、水道業	42	41	1	1,612	1,608	4
電気、ガス、水道業	29	29	—	2,495	2,495	—
公務業	39	25	14	1,290	1,255	35
教育業	718	701	17	15,724	15,659	65
行政、府事務業	680	680	—	34,227	34,227	—
市町村事務業	294	294	—	12,941	12,941	—
警察、消防業	307	307	—	15,643	15,643	—
分類不能の産業	79	79	—	5,643	5,643	—
分類不能の産業	77	76	1	29,808	29,790	18
	3	2	1	6	3	3

医療保険制度と係路給付勘定の收支及ぶ資金現況

1970年6月現在

区分 勘定	收 入		支 出	
	本月	累計	本月	累計
医療保険	698,420.16	29,633,525.22	294,000.02	11,282,954.85

現在資金量 (余裕金)	現在資金量 内訳		
	定期預金 本月	定期預金 累計	当座預金
18,250,630.93	300,000.00	18,034,834.93	315,786.02

(注)

1. 収入 = 収納済額
2. 支出 = 支出済額
3. 現在資金量 = 収入累計 - 支出累計
4. 収入累計、支出累計及び資金量は実施当初からの累計です。

總理府

B-5 大豆3Sコンビ-19kg (100%大豆)

1) 神經の本が複数(2種)の後根の筋肉に興味

三

13

注(1) 次後の雇用保険法の適用除外に該する者で、本土の健康保険の適用を行はずるもの。且つ既には小賃賃金使用される者のうち、二月以後の期間を定めて使用されといふ場合、その期間を超えて六月末までの間、継続して使用された者、三月を越え六月末までの期間を定めが左の場合にはその期間を超えて六月末までの間、継続して使用された者、既に一日も雇入れられた者の場合は、一月を越えて六月末までの期間付録に記載する。

而も言葉的業務と併用されている者で、四月五日より六日未満繼續して使用される者

(2) 空港運送に於ける荷物の輸送手続

第2回医療保険制度会議
日記録
健保

6

医療保険制度の比較表

制度の種類		沖縄の場合	本土の場合		
		医療保険	健康保険	国家公務員共済組合	公共企業体職員等共済組合
根拠法		医療保険法 (1965年立法 第108号)	健康保険法 (大正11年法律第70号)	国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第 128号)	公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第 152号)
対象	管轄	政府、地方公務員 5人以上事業所の 被用者等	一般被用者	国家公務員	国鉄、専売公社 電々公社の役職員
対象	管轄	政 府	政 府	各健康保険組合	省庁共済組合
対象人員	財源	2万7千 (家族数3万8千)	1,220万3千 (1,240万0千)	759万2千 (938万4千)	112万5千 (182万6千)
保険料率	本人 使用者	$\frac{16}{1,000}$ $\frac{35}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$	$\frac{32}{1,000}$ $\frac{70}{1,000}$ $\frac{35}{1,000}$	$\frac{28.11}{1,000}$ $\frac{62.56}{1,000}$ $\frac{40.45}{1,000}$	$\frac{24}{1,000} \sim \frac{41}{1,000}$ $\frac{48}{1,000} \sim \frac{82}{1,000}$ $\frac{32}{1,000} \sim \frac{35}{1,000}$
保険料率	本人 使用者	1.事務費の全額 2.給付費予算の 範囲内で一部負 担	1.事務費の全額 2.給付費の補助	1.事務費の全額 2.医療給付費の補助	1.事務費の全額 2.公社が事務費の全額 負担
保険料率	本人 (療養の 給付)	7割	10割	(政府管轄健康保険に 同じ)	10割
保険料率	家族	7割	5割	"	5割
1965年6月1日(火) 10時 井上一郎 1965年6月1日(火)					

沖縄の場合			本土の場合				
制度の種類			医療保険		健 康 保 険		
			政府管掌	各健康保険組合管掌	国家公務員共済組合	公共企業体職員等共済組合	地方公務員等共済組合
保 健 給 付	分べん費 (出産費)	本人	定額 30ドル	標準報酬月額の $\frac{1}{2}$ 最低額 3,000円 (16.67)	政府管掌健康保険に 同じ)	俸給の /月分 最低額 6,000円 (16.67)	(国家公務員共済組合 に同じ)
		家族	定額 30ドル	定額 6,000円(8.33)	"	俸給月額の $\frac{1}{2}$ 最低額 3,000円(8.33)	"
育児手当金 付	本人	定額 2,000円(5.56)	定額 2,000円(5.56)	"	定額 2,400円(6.67)	"	"
	家族	—	定額 2,000円(5.56)	"	定額 2,400円(6.67)	"	"
葬祭料 (埋葬料)	本人	定額 25ドル	標準報酬の /月分	"	俸給の /月分 最低額 6,000円(16.67)	"	"
	家族	定額 25ドル	定額 2,000円(5.56)	"	俸給月額の 最低額 3,000円(8.33)	"	"
休業 手当金 付	本人	—	/日につき標準報酬 日額の $\frac{6}{10}$ 6月分 (結核性1.5年分まで)	"	/日につき俸給日額の $\frac{8}{10}$ 6月分 (結核性3年分まで)	"	"
	家族	—	—	"	—	"	"
出産 手当金 付	本人	—	/日につき標準報酬 日額の $\frac{6}{10}$ 産前後各4.2日分まで	"	/日につき俸給日額の $\frac{8}{10}$ 産前後各4.2日分まで	"	"
	家族	—	—	"	—	—	"
休業 手当金	本人	—	—	"	/日につき俸給日額の $\frac{6}{10}$	"	"

8

沖縄の場合			本土の場合				
制度の種類			医療保険		健康保険		
			政府管掌	各健康保険組合管掌	国家公務員共済組合	公共企業体職員等共済組合	地方公務員等共済組合
災害 給付	弔慰金	本人	—	—	(政府管掌健康保険に同じ)	俸給の1月分	(国家公務員共済組合に同じ)
		家族	—	—	"	俸給月額の $\frac{1}{2}$	"
	災害見舞金	本人	—	—	"	損害の程度に応じ 俸給の半月分～3月分	"
保険(福祉)施設			—	病院、療養所、診療所、保養所等	病院、療養所、診療所、 保養所、購買施設等	病院、保養所 購買施設等	病院、療養所 保養所等

(備考)

1. 本土の対象人員は昭和42年3月末現在
2. 沖縄の対象人員は1969年4月末現在
3. () 内の数字はドル
4. ①現行(1968年度)は100ドル
②③④⑤現行(1968年度)は1000ドル

メモ

16

45.10.27

厚生省保険局

I 本土法の取扱い

- (1) 各制度の適用
- (2) 現物給付と診療報酬
- (3) 保険料率
- (4) 給付割合

II 沖縄の医療保険の取扱い

(1) (2) (3)

- (1) 沖縄の医療保険法に基づく権利義務の取扱い
 - ア 資格喪失後の継続支給、特別支給 (100日)
 - イ 分ヘト費 分離の費用
 - ウ 埋葬料

- (2) 沖縄の医療保険の被保険者期間の取扱い
 - ア 資格喪失後の継続給付 (被保険期間1年)
 - イ 資格喪失後の分娩に関する給付 ()
 - ウ 仕事継続被保険者()の資格 (2月)

(3) 積立金

- △ 物件 18万円の積立金
- △ 金額 112万円の積立金
- △ 保険料の子供 29歳以下の子供は保険料を免除

沖繩・鹿兒島(伴)地方公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会加入費

(1) 一般職(除公務員(地方公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

之公務員)号(現之公務員)以下同。)比照前項(次に掲げてあるもの)及

前項(次に掲げてあるもの)現之公務員

(2) 沖繩・鹿兒島(伴)号(現之公務員)比照前項(次に掲げてあるもの)現

職員(公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済会(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共游會(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済會(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済會(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済會(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

1組合員共済會(現之公務員共済組合法(簡稱「公務員共済組合法」)第

第三 洪都拉斯經濟組合等解散

六、洪都拉斯經濟組合(洪都拉斯經濟組合法1969年立法第44號。以下「立法第44號」)第3款。規定：基於洪都拉斯經濟組合之內，以下同。」本公司解散與其

組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

七、本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

八、本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

本公司解散與其經濟組合之內，以下同。及市町村議會議員

經濟組合(經濟技術委員會組合法1967年立法第47號。以下「立法第47號」)。

第4 短期給付に開き終遇措置

復帰の日、前日に受けた給付。取扱い

(1) 公務員共済組合又は公立学校職員共済組合、組合員(生法院議員、琉球電信電

局公務員の役員及び職員並びに中央教育委員会、委員会組合員の餘り、以下「日組合員」といふ)。復帰の同時に地方職員共済組合員、組合員(以下「組合員」といふ)と「

」との間に短期給付に開くべき規定。適用(以下「日、月組合員」)の期間、

組合員のものとし、復帰の日、前日に受けた法律第4号若しくは法律第47号

「規定期間内に復帰給付又は医療保険法(昭和26年法律第108号)。規定による保

険料の支拂い又は端合(以下「日、地方職員共済組合員」)復帰の日以後保

険料の支拂い又は端合(以下「日、組合員」)の支拂い。

(2) 復帰の日前の組合員、資格を喪失した者の組合員(以下「組合員」といふ)が「復帰の日前

日(以下「生法院議員又は公立学校職員の組合員」)の短期給付に適用する場合(以下

「日、地方職員共済組合員」の徴用、解雇(以下「日、復帰の日以後の組合員支拂い

の徴用、解雇)の場合は、復帰の日以後の組合員支拂い。

(3) 生活保護費(以下「公務員共済組合」組合員(以下「生法院議員組合員」といふ)又

は中央教育委員会、委員会の公立学校職員共済組合、組合員(以下「教育委員組合員」といふ)の復帰の日、前日(以下「日、生活保護費支拂い」)の法律第4号又は法律第47号の

總之，當時合併之情形，即以新嘉坡為中心，地方法院與清相合又同公立法規，
共為總合，後者為附屬之。復歸日本以後，係為合併之支體而已。

سی و پنجمین

(1) 漢律。自古以四經合德，漢律之襲秦之四經合德之說，則以漢律。

通用可說是「保險」，並沒有「保險公司」或「保險人」之說。其實，「保險」一詞，是由法文「assurance」音譯出來的。在法文裏，「assurance」有「保證」、「擔保」之意，所以「保險」就是「保證」或「擔保」之意。這就是說，保險公司所承擔的責任，就是保證被保險人因意外事故而受損時，能按約定的條件，及時地得到賠償。所以，保險公司所承擔的責任，就是保證被保險人因意外事故而受損時，能按約定的條件，及時地得到賠償。

自治

(私立学校教職員共済組合法関係)

復帰の際現に沖縄の医療保険の被保険者であつて復帰と同時に私立学校教職員共済組合法の組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、この者が、沖縄の医療保険の被保険者であつた期間は、私立学校教職員共済組合法の組合員であつたものとみなし、復帰の際現に沖縄の医療保険法の保険給付を受けている場合においては、当該医療保険の保険給付は、私立学校教職員共済組合法に基づく保険給付に相当する給付とみなして、私立学校教職員共済組合法は、復帰の日以後に係る給付を支給するものとすること。

3236
1955.6.2

40. /

沖縄の本土復帰に伴う公企共法と公務員等
共済組合法(沖縄のもの)との調整の方針について
(沖縄電気公社役職員に係るのみに限る。)

郵政省電信室

事 項	本 土 法	沖 縄 法	調 整 の 方 針 等	比 較
1 組織に関する事項	国家公務員共済組合法、 地方公務員等共済組合法 および公共企業体組織負担 共済組合法に基づく元々 その職員別の組合が 設置されている。	公務員等共済組合法に基 づき、政府公務員(教育 公務員を除く)、立憲院 議員、市町村の職員および 電電公社の役職員が一つ の組合に包含されている。	本土における組合組織に応じた組合 員とする。 ○ 本土の電電公社の組織内に入るも のに対し、共済組合法度の分別制 度にすることは、全く不当でない。	
2 資 源				
長期給付の負担	公社および組合負(公 企共法(以下「法」といふ) 64、66条)	政府、政府等使用主 および組合負	1 復帰後の期間分の負担については 現行の公企共法に規定する負担区分 ならびに割合とする。 2 滞在の期間の通算によって生ずる 追加費用は、国および公社が負担 する。	6月23日
3 短期給付				
(1) 療養費				
ア 資格	役職員になった日より (法12条)	療養開始日以前100日 以上が被保険者であつ たもの	復帰の際、現に職員としての身分 を保有するものは、公企共法 を適用し、特例は適用しない。 ただし、退職後給付についての	

事 項	本 法	沖 縄 法	調 整 の 方 法 等	比 較
不 給 付				経過措置は必要に応じて設けられ、なお、すでに復帰前に退職している者に対する医療保険法上の給付については、その性格上、公企共法に吸収しない。
給付の額	100% (一部負担金を除く) (法33条)	70%	同 上	
資 格 喪 失 後 の 給 付 期 间	療養開始後5年以内 ただし、資格喪失後の 疾病はない。(法36条)	資格喪失後1年以内 (資格喪失後の疾病で みられる)(265日以内 の発生)	同 上	
(2) 家族療養費				
ア 資格	組合員の収入に對し主と して生計維持をされている 者。(法24条)	おおむね同左 (おおむねまたは過半 数以上の生計をみられ ている者)	公企共法の規定をそのまま適用 する。	
不 給 付	50% (法34条)	70%	公社共済組合の場合、付加給 付が支給されるところが、20 パーセントの差は少くない。	
(3) 生産費				
ア 給 付 の 額	俸給の1月分(法37条)	30ドル		
イ 資格喪失後の 給 付	/ 組合員期間1年以上の者	/ 同左の制限なし		

事 項	本 土 法	沖 縄 法	調整の考 え方 等	比 較
受給資格	1) 資格喪失後6月以内に出産したとき。 (法37条)	又 資格喪失後265日以内に出席したとき。		
(4) 埋葬料				
ア 納付の額	俸給の1月分(法39条)	25ドル		
イ 資格喪失後の受給資格	1) 組合員期間1年以上の者 2) 資格喪失後3月以内に死亡したとき。 (法40条)	1) 周左の制限なし 2) 資格喪失後265日以内に死亡したとき		
(5) 配偶者出産費				
給付の額	俸給の半月分(法37条)	30ドル		
(6) 家族埋葬料				
ア 納付の額	俸給の半月分(法39条)	25ドル		
イ 資格喪失後の受給資格	資格喪失後の療養を受けている者が死んだとき または療養を受けなくなつて3月以内に死亡したとき。(法40条)	なし		
(7) 上記(1)~(6) の給付制限	左のような制限はない。	医療保険法の施行地域外にあるとき、少年院その他これらに準ずる施設に収容されたとき		

事項	本土法	沖縄法	調整の方針等	比較
		監獄、労役場その他 これらに準する施設にて 拘禁されたときは、保険 給付は行なわない。		
5 短期給付の債務			復帰の日の前日における資産(医療保険法の給付に対する部分を除く。)から負債を控除した金額と、給付支給義務と見立てられるグループの俸給総額により分割したものを引き継ぐ。	
6 長期給付 過去期間の通算等			1 復帰の際、現に職員としての身分を保有するものについては、復帰時までに所属する共済組合がその者についての従前の期間を通算する。この場合、沖縄における法律の適用関係か政府職員等といつて一本化されてきた経緯から、従前の期間を各制度ごとに分割して通算することは問題がある。 2 復帰前にすでに退職した者に対する年金である給付については、その権利義務を承継しない。 3 沖縄法における最低保証等との差異	

16. 6

事 項	本 土 法	津 銚 法	調 整 の 方 等	比 較
7 未期給付の債権債務			に廻する特例はひうけす現行法のわく内で措置する。	
8 元南西諸島官公署職員等の年金、恩給等の特別措置(閣下の法律)(昭28、法律16号)關係			復帰の日の前日において、給付支給義務を負ったグループ(復帰時実に在職する組合員に限る)の積み立てべき責任準備金の額に、同日ににおける積み立てるべき責任準備金と積み立てられた責任準備金との割合を乗じた額を引き締ぐ。	
9 国会による共済組合等からの年金受給者等のための特別措置法(昭25、法律256号)關係			復帰時に在職して113名については、受給権を消滅させて組合員期間に通算する。ただし、この場合、復帰時実において従来の年金との選択権の行使を認める。また、在職中に受給した年金については調整する。	
			同 上	

沖縄開拓資料

1 経営主体の変遷

(1) 戦前の状況

内閣通信院（S 20年 5月以降）一熊本通信局の管轄下にあります。

(2) 戦後の状況

1 沖縄諮詢会時代

- (1) 沖縄諮詢会通信部 (S 20. 8. 20 ~ 21. 4. 21) --- 沖縄群島
- (2) 宮古支厅通信部 (S 20. 12. 8 ~ 22. 3. 20) --- 宮古群島
- (3) 八重山民政府通信部 (S 22. 3. 21 ~ 25. 3. 31) --- 八重山群島
- (4) 大鳥支厅 (S 21. 2. 2 ~ 21. 10. 2) --- 奇美群島

2 民政府時代

- (1) 沖縄民政府通信部 (S 21. 4. 22 ~ 25. 3. 31) --- 沖縄群島
- (2) 宮古民政府通信部 (S 22. 3. 21 ~ 25. 3. 31) --- 宮古群島
- (3) 八重山民政府通信部 (S 22. 3. 21 ~ 25. 3. 31) --- 八重山群島
- (4) 角島諸島臨時北部 政府通信部 (S 21. 10. 3 ~ 25. 3. 31) --- 奇美群島

3 沖縄郵政局 (S 25. 4. 1 以降)

上記4地区の通信部、通信部を統合して、琉球郵政局を設置し、電信、電話、郵便の各事業を管理します。

4 郵政局 (S 26. 8. 12 以降)

S = 6. 4. 1 琉球臨時中央政府の設立に伴い、郵政局は同政府の一部局として、郵政局と呼ばれます。

5 工務交通局 (S 28. 4. 1 以降)

行政事務部局設置法 (S 28. 4. 1) の施行に伴い、郵政局は工務交通局に統合されます。

八 統郵電信電話公社(S 34.5. / 以降)
統郵政府通商産業省の外局による郵政省の監督の下に統郵電信電話公社が
電信、電話事業を運営するところとなり現状にいたつている。

乙 芝浦制度の変遷

(1) 戦前の状況

田舎町により制定された通達・芝浦組合令に基づき組織された通達・芝浦組合
規則(雇傭人)と恩給法(官吏)が適用されていた。

(2) 戦後の状況

1 S 21. 1. 29 の行政権分離の時点に現に在職していた者は、S 41.
従前の法令の適用關係が引継ぎあつたものとみなして、その時点での身分
の届け出場所がそのままの給付に対する権利義務を承継した。(元帝國諸島官
公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律並びに(恩給に関する
法令の適用)第4条の2(芝浦組合に関する法令の適用))

八 S 21. 1. 29 以後、統郵民政府等に雇用された者については、S 41.
6. 30までの間は芝浦制度は設けられなかつた。

八 S 41. 7. 1 に公務員退職年金法が施行され、統郵政府、統郵電信電話
公社、市町村の各職員および立法院議員等及び中央教育委員会の委員等
が同法の適用をうけることとなつた。

同法では、従前の期間の取扱いについて附則第2条において「給付の算定
の基礎となる在職期間の計算の始期は S 21. 1. 29 カルとする」としてい
る。

同日に、医療保険法が同様に施行され、医療給付、生産給付、埋葬給付
については同法が適用されることとなつた。
民間には厚生年金と見合うものはなかつたが、医療保険法は適用された。

545.7.1に公務員等共済組合が施行され、従前の公務員退職年金の適用は同日から同様に切換えられた。

すれど、短期給付のうち、医療保険法の適用をうけた部分については、共済組合法の適用を除外していい。また、福祉事業については、専門制度が545.10.1から実施されてい。

(参考) 通常年金制度については545.7.1から発足し、厚生年金も545.10.1から発足といふことをちかう。

4 職員の受入小計

流域電信電話公社の発足した54年の時点では郵政省から約500名を受入された。その後54年度までに約150名を郵政省への退職へ受けた。

54年度の職員数は約1,550名で、上記の約650名を差引いたものが新規採用者等である。(数字については明らかでない。)

4 政府職員等共済組合の財源等

区分	積立金				負担金			
	短期	長期	福利社	貯蓄	短期	長期	福利社	貯蓄
一般組合員	6	42	2	50	6	42 (45.7) 14.8	2	64.8
特殊組合員	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

5 税の總

(1) 積立金の公務員等共済組合の長期資産は約40億とある。

(2) " " の長期給付に際する費用の負担区分中、政府

負担分/5%は本工事費より現実に政府が負担せざる。

琉球電電公社の政府職員等受け入れ状況

46. 10. 26 調べ

区分	159.5.1 公社発足時	159.5.2 ～'70.7.1	160.7.1 12	'70.7.1まで の正職員数	'70.7.1現在	摘要
郵政庁	518			104	414	職員
	5				5	理事
	55				55	取締
	1				1	總裁
光の社の政府職員		27			27	職員
国際電気通信局 RCA.co			67		67	分離当時からの 外人商社組織
計					569	

(注) 1 市町村職員からの受け入れはない。

2 國際電気通信局からの 67 名中には 出向者から戻った者、当該局で採用となりその後受け入れを行った者を含む。

第一 厚生年金保険法関係

一 被保険者期間に関する事項

沖縄の厚生年金保険法による被保険者期間（船員期間を含む）は、厚生年金保険法による被保険者期間とのなる。本土法 第十九条

二 保険給付に関する事項

(1) 従前の保険給付

沖縄の厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権

有する者は、厚生年金保険法のそれに相当する年金たる保

険給付を行なう。本土法 第四十二条、第四十六条の三、第四十七条

第五十八条 関係

(2) 併給の調整の特例

後帰の日において、現に沖縄の厚生年金法による年金たる保険給付の受給权を有する者には、併給の調整について特例を設ける。本土法 第三十八条

併給の特例

(3) 老齢年金

ア 沖縄の厚生年金保険法により老齢年金の資格期間が短縮（四年と十四年）されている者には、同様の措置を講ずる。

本土法第四十二条

1 厚生年金保険法による老齢年金の受給権を有する沖縄の厚生年金保険の被保険者が復帰後引き続き被保険者である場合に、被保険者であることを理由に老齢年金を失取される措置はならないこととする。

（本法第四十五条）

（四）通算老齢年金

ア 沖縄の厚生年金保険法により通算老齢年金の資格期間が短縮（一年と二十四年）(ナ)れている者は、同様の措置と講ずる。（本法第四十六条の二）

イ 沖縄の厚生年金保険法により通算老齢年金の年金額を計算する場合に国民年金法による免除期間相当額が加算される者には、同様の措置を講ずる。（本法第四十六条の四）

ウ 厚生年金保険法による通算老齢年金の受給権を有する沖縄の厚生年金保険の被保険者が引き続き被保険者である場合に、被保険者であることを理由に

通算老齢年金等を支取させらる措置はどうなることとする。

(本土法第四十六条の元)

(五) 脱退手当金

沖縄の厚生年金保険法により脱退手当金の支給資格期向が短縮(一年)されている者には、同様の措置を講ずる。(本土法第十九条)

三 國庫負担等に関する事項

沖縄の厚生年金保険法により琉球政府の負担と定めている費用

(通算老齢年金の加算額)は、國庫負担とする。(本土法第十九条)

四 手続の承継等に関する事項

(一) 沖縄の厚生年金保険法又は二軒ヒ甚づく命令によつてし

チ外命又は手続は、別段の定めのない限り厚生年金法又は二軒ヒ甚づく命令の相

当する規定によつてしてしチ外命又は手続とみなす。

例 (1) 住民登録事業所の認可

(2) 支給停止

(3) 受給権者の現況の届出

(二) 沖縄の厚生年金保険法による権利義務關係については、本土の

厚生年金保険が承継する。

原野として後悔はないが、耕すにあたる。

4

五、向題典

(一) 保険料率下は、本土より低い水準にて定められて行く。(沖縄法)

九種 千分の五十五、和三種 千分の三十九、オ三種 千分の六十七、オ四
十種 千分の五十五、和三種 千分の三十九、オ三種 千分の六十七、オ四

(處理方針)

復帰時に於いて本土の大津半にあわせ3。

(二) 沖縄の復帰前に沖縄から本土へ移住して着の取扱いと

(處理方針)

沖縄の復帰時に沖縄に在住している者についての措置をヒ均

衡を失しないように措置する。

第二 国民年金關係

一、被保險者期間及び納付に関する事項

(一) 沖縄の國民年金法に於ける被保險者期間、保険料納付期間及び保険料免除期間は、その他の國民年金法に於ける被保險者期間、保険料納付期間及び保険料免除期間とみなす可。

(二) 本土法第五条、第十一條(廃除)

(三) 沖縄の國民年金法による年金(福祉年金を含む。)の受給権を有する者は、國民年金法のとくに相当する年金を支給可る。(本土法第三十九条、第三十九条の三、第四十一条、第三十九条、第五十二条の二、第五十六条、第六十一条、第六十四条の三、第八十条、第八十二条、第八十三条、第八十二条、第八十二条の二(廃除))

(四) 沖縄の國民年金法で老齢年金及び通算老齢年金の資格期間について特別により期間短縮(一年を二十四年)としている者は、同額の措置を講ずる。(本土法第七十一条(廃除))

又特例により保険料免除期間と並行しての期間(一年)

國庫貢稅等項事項

保険料免除期間とみなされる期間（一年も九年）を有する者について生ずる費用は、固く負担せざる。

手鏡の承認書

大处分又は手続費、別段の定めのない限り國民年金法又はこのに基づく命令の相当する規定によつてした

处分又は手続と云ふ可。

例(1) 支綫停止

(3) 線繪圖為現況的底圖

(二) 神羅の国民年金法による権利義務關係につき又は、本土人の國民年金が承継可る。

四 向題典

(一) 保険料は、本土より低額に定められてゐる。(本土法四百五十円(昭和四七年七月から五百五十円)、沖縄法三百五十円、三百四十円)(本土法第八十一条)

(處理方針)

復帰時、核ありて本土の水準にあめざる。

(二) 保険料の納付方法の相違(本土法印紙納付、沖縄法現金納付)(本土法第九十二条)

(處理方針)

沖縄の実情等を考慮して特例を設けるかどうか検討する。

(三) 福祉年金の支給期限による支給停止期間の相違(本土法五月から四月まで、沖縄法九月から八月まで支給停止)(本土法第六十九条、第六十六条)

(処理方針)

暫定措置を講ずることで処理する。

(四) 納付の支払について、本土と異なる取扱いをしていい。
る。(沖縄では、市町村でも支払うことができる。)

(本土法第百九条)

(処理方針)

暫定措置として特例を設けるかわりに渡渉する。

(五) 沖縄の復帰前と沖縄から本土へ移住した者の取扱い
をどうするか。

(処理方針)

沖縄の復帰時に沖縄に在住していいる者についての措
置と均衡を失さないよう措置する。

第三 通算年金通則法

一 通算対象期間に関する事項

(一) 沖縄の通算年金通則法により通算対象期間から除外されていゝ期間は通算対象期間としない。(本土法第四条関係)

第四 厚生年金保険及び船員保険交渉法関係

一 被保険者期間に関する事項

(一) 沖縄の厚生年金保険法による被保険者であつた期間で厚生年金保険法による被保険者であつた期間とみなされ

た期間についても交渉法を適用する。(本土法第三条関係)

(二) 厚生年金保険法による被保険者期間とみなされた期間で船舶に乗り組んだ期間があつたときは、反渉法を適用する場合船員保険法によ

る船舶に乗り組んだ期間とみなす。(本土法第三条関係)

(1) 屋生年金保険

沖縄と本土の年金制度の比較

保 険 法	沖 縄	本 土
被保険者	厚生年金保険法 (昭和36年立法第136号)	厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)
通用対象	①工場、銀行、商店等で常時5人以上を雇用する事業所 ②船員法の通用を受ける船舶(漁業機械船除)	①
被保険者	①第一種被保険者(一般男子) ②第二種被保険者(女子) ③第三種被保険者(船員) ④第四種被保険者(住居継続被保険者)	① ② ③ ④
保険給付	①年金 ②老齢年金 ③通算老齢年金 ④障害年金 ⑤遺族年金 ⑥一時金 ⑦障害手当金 ⑧脱退手当金	厚生年金額 (1,111セント) (平均標準報酬月額 × $\frac{10}{1000}$ × 月数) (注)1. 定額部分(1)、通算老齢年金と障害 2. 40月未満は240月として計算される。 又報酬比例部分(2)、老齢年金と通算 老齢年金を併せ40月未満は240 月として計算される。

加 級 年 金	
① 雇従者	1200円 14(334,632円)
② 第1子	7200円 (20ドル)
③ その他の方	4800円 (13ドル33セント)
老齢身元	
① 資格期間	① 資格期間
④ 20年以上	④ 20年以上
⑤ 40歳(女子、船員は35歳)以後15歳以上	⑤ 40歳(女子、境内夫は35歳)以後15歳以上
(注) 生年月日ヒ居住要件により4年～14年 間に縮減される。	(注) 生年月日ヒ居住要件により4年～14年 間に縮減される。
② 開始年齢	② 開始年齢
⑥ 退職者60歳(女子、船員55歳)	⑥ 退職者60歳(女子、境内夫55歳)
⑦ 在職者65歳(低級酬の者60歳)	⑦ 在職者65歳(低級酬の者60歳)
(注) 退職者で障害の状態にある者は年齢(年 要件)はない。	(注) 退職者で障害の状態にある者は年 要件はない。
⑧ 基本額：基準年金+加給年金	⑧ 基本額：基準年金+加給年金 (基準加入員アラスアルゼ)
資格期間	
① 資格期間：6月以上	① 資格期間：6月以上
② 年金額	② 年金額
/級：基準年金× $\frac{125}{100}$ +加給年金額	/級：基準年金× $\frac{125}{100}$ +加給年金額
又級：基準年金+加給年金	又級：基準年金+加給年金
少級：基準年金× $\frac{75}{100}$ (最低保障9600円)	少級：基準年金× $\frac{75}{100}$ (最低保障9600円)
③ 年金額	③ 年金額
④ 妻子：基準年金× $\frac{1}{2}$ +加給年金	④ 妻子：基準年金× $\frac{1}{2}$ +加給年金
⑤ 末、父母、孫親父母：基準年金× $\frac{1}{2}$	⑤ 末、父母、孫親父母：基準年金× $\frac{1}{2}$
⑥ 最低保障：9600円(266ドル)	⑥ 最低保障：9600円(266ドル)

延年老齢年金

① 有給年金

- ④ 公的年金制度の加入期間 25年(国民年金を含む)の場合 20年)以上
- ② 他の公的年金の加入期間と当該制度との被用年数の支給資格期間についてあること。
- ③ 他の制度から老齢・退職給付を受けたことがあること。

(注) 年齢により 1/2 ～ 4/5 年に縮減

- ② 起始年齢：老齢年金に同じ
- ③ 年金額：基本年金額
- ④ 年齢と居住要件により 1/2 年分の国民年金の免除期間を充当する場合

(注) 加入員 20 ドラル(2)

① 第 1 種被保険者	55 % ^o	(注)
② 第 2 種被保険者	39	(48)
③ 第 3 種被保険者	61	(7.6)
④ 第 4 種被保険者	55	(64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料率

① 第 1 種被保険者

55 %^o

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料率

② 第 2 種被保険者

39

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料率

③ 第 3 種被保険者

61

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料率

④ 第 4 種被保険者

55

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

① 申告納付

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

② 申告納付

62 %^o (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

③ 申告納付

46 (48)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

④ 申告納付

74 (7.6)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑤ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑥ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑦ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑧ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑨ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑩ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑪ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑫ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑬ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑭ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑮ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑯ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑰ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑱ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑲ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

⑳ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉑ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉒ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉓ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉔ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉕ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉖ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉗ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉘ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉙ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉚ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉛ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉜ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉝ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉞ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉟ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

保険料の徴収

㉟ 申告納付

62 (64)

(注) ()は 45 年 11 月からの計算である。

② 国民年金	
根 法	国民年金法 (昭和38年法律第137号)
適用対象	沖縄本島に住所を有する20歳以上60歳未満の一定の要件に該当する者
年金給付	<ul style="list-style-type: none"> ① 年金 ② 老齢年金 ③ 通算老齢年金 ④ 母子年金 ⑤ 単母子年金 ⑥ 虐児年金 ⑦ 駆婦年金 ⑧ 死亡一時金
老齢年金	<p>① 基本料納付期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の65歳以上の者</p> <p>(注)年齢により1年～24年に縮減される。</p> <p>② 特定額</p> <p>① 25年以上の場合</p> <p>320円×納付済月数 + 320円×免除期間 (88セント) 月数 × $\frac{1}{3}$</p> <p>② 25未満の場合</p> <p>320円×納付済月数 + 320円×免除期間 月数 × $\frac{1}{3} + \frac{1}{807} \times \text{比例保険料納付済月数}$</p> <p>③ の例による額 + {320円×(300-被保 (33セント) 候者期間の月数) × (納付済月数 + 免除 月数 × $\frac{1}{3}$) ÷ 被保険者期間月数} + 20 (注)免除期間における年齢と居住要件によ り、年齢の過去期間を合計。 (基準加入額の10%以下)</p>

通算老齢年金

① 資格要件
65歳以上で

② 公的年金の加入期間^(主)25年以上

③ 他の公的年金の加入期間20年以上

④ 他の公的年金の加入期間が当該公的年金制度の老齢・退職給付の受給資格期間以上であること。

⑤ 他の制度から老齢・退職給付を受け

ることにより1年～24年に延縮される。

⑥ 年金額

老齢年金の①の額により計算して

額(基金加入員 フラスアルフア)

雇用年金

① 資格期間

① 保険料納付満期間1年以上又は保険料納付満期間と保険料実納期間を合算した期間5年以上

② 老齢年金の受給資格期間以上等

③ 年金額

① 級 : $\left\{ \left(320 \times \text{納付満月数} \right) + \left(320 \times \text{免除月数} \times \frac{1}{3} \right) \right\} \times \frac{135}{100}$

又級 : { }

最低保障 : { } の額は最低496000円
(266144.66セント)が保障される。

母子年金

① 資格期間

① 保険料納付満期間が1年以上又は保険料納付満期間と保険料免除期間を合算した期間5年以上

② 老齢年金の受給資格期間以上等

②年金額	
9,200円(25ドル33セント) + 加給金(22 月の子が5人毎に4,800円(1ドル33セ ント))	
母子年金	母子年金(洋) 母子年金(日) 母子年金(英)
通院年金	母子年金に準ずる。
婦婦年金	①老齢年金の支給開始期間を満足した 夫の死後 計算し月額× $\frac{1}{2}$
保険料	①35歳未満 250円(69セント) ②35歳以上 300円(73セント)
保険料の収取	現金収取 預約上預取り 印紙納付
年金の支払	市町村 郵便局
國庫負担(政府負担)	①保険料納付額の $\frac{1}{2}$ ②保険料免除期間における給付費 ③福祉年金に要する給付費 ④比例給付に要する費用の25%
年金費	予算の範囲内で全額政府負担 予算の範囲内で全額國庫負担

(私立学校教職員共済組合法関係)

第一 復帰の際現に沖縄の厚生年金保険の被保険者であつて復帰と同時に私立学校教職員共済組合法の組合員となつた者に対して私立学校教職員共済組合法による給付を行なう場合においては、その者の沖縄の厚生年金保険の被保険者であつた期間は、私立学校教職員共済組合法による組合員であつた期間とみなし、これとその者が私立学校教職員共済組合法による組合員となつた後の組合員であつた期間とを合算するものとすること。

第二 復帰の際現に沖縄の私立学校の教職員であつて復帰と同時に私立学校教職員共済組合法の組合員となつた者のうち、復帰時に一定年齢に達しており、かつ、退職の時に組合員であつた期間が一定年数以上のものについては、復帰の日に引き続く沖縄の私立学校における在職期間を算入するとしたならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に対し、特例として退職年金を支給するものとすること。

第三 復帰前の沖縄の社会保険特別会計の積立金のうち、第一項に規定する者の沖縄の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、復帰後一定期間以内に本土の厚生保険特別会計から私立学校教職員共済組合に交付するものとすること。

第四 第一項の規定により沖縄の厚生年金保険の被保険者であつた期間を私立学校教職員共済組合法による組合員であつた期間とみなす場合においては、その期間における各月の沖縄の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における私立学校教職員共済組合法による標準給与の月額とみなすものとすること。

明治

農林年金制度適用に当つての問題点及び措置について

農林省

1 本土法適用についての基本方針

農林年金制度は、復帰後沖縄に適用することとする。ただし、その時期および適用の方法等については、他の年金制度の取扱いとも併せて十分検討することとする。

2 主要措置内容

項 目	措 置 内 容	備 考
1 適用対象組合 (第1条)	④共済組合法第11条に規定する農林漁業団体は、④共済組合法第1条に規定された農林漁業団体とみなす。	④中金は、復帰までに農信連及び漁信連に組織替するよう④で検討中である。
2 任意継続組合員の資格取得届 (第17条)	本土復帰日以前6月以内に資格喪失した者であつて本土復帰日前日までに④共済組合法に基づいて任意継続組合員の資格取得の申出をしていない者については、本土復帰後、資格喪失の日から起算して6月以内に④共済組合法により任意継続組合員の資格取得の申出をすることとし、④共済組合がその申出を受理したときは最後に組合員の資格を喪失した日または当該申出をした日に任意継続組合員の資格を取得するものとする。	
3 組合員期間 (第18条,附則第4条)	1. 復帰日の前日において④共済組合の組合員であつた者で、復帰と同時に④共済組合の組合員となつた者(以下「継続組合員」という。)の組合員期間計算については④共済組合成立の日以後における④共済組合の組合員であつた期間	

項 目	措 置 内 容	備 考
	<p>並びに④共済組合成立の日前における農林漁業団体及び別表で定める農林漁業組合に使用されていた職員の期間(昭和27年1月29日以降の期間に限る)。(以下「④在職期間」という。)は、④共済組合の組合員であつた期間とみなし、それとその者の④共済組合の組合員である期間とを合算する。</p> <p>2. 上記1に掲げる者で復帰日前に④共済組合から一時金又は年金の支給を受けた者(支給を受ける権利を有する者を含む。)に係る④在職期間は、その額の計算の基礎となつた期間を含むものとする。この場合④共済組合から支給された一時金および年金は④共済組合から支給されたものとみなし、再退職した場合は、④共済組合法の規定を準用する。</p> <p>3. 1の別表で定める農林漁業組合は、④共済組合法施行規則で規定されている次の団体とする。</p> <p>(1) 琉球協同組合法(1951年琉球列島米国民政府布令第45号)の施行日前に設立された農業組合、水産組合、農業組合連合会および水産組合連合会、農業会、水産会及び漁業会</p> <p>(2) 琉球協同組合法により設立された協同組合および協同組合連合会。ただし、商工信用協同組合および運輸商工協同組合を除く。</p>	<p>地元の在職期間 他の年金制度との併用あり 検討中</p>
4 標準給与 (第20条)	1. 繼続組合員の復帰日以後における標準給与は復帰日現在の④共済組合の標準給与の月額の算定の基礎となつた給与月額を復帰日現在において円換算し、その額を④共済組合の給与月額とし、これに基いて当該組合員の標準給与の等級	

項 目	措 置 内 容	備 考
	<p>および月額を定める。</p> <p>2. 平均標準給与算定の基礎となる組合員期間には④在職期間を含めないものとすることを検討する。</p>	
5. 給付割合 (昭和39年、41年改正法附則)	<p>復帰日以後に給付事由が生じた者で、昭和39年10月1日前の④在職期間を有する者の給付額を算定する場合は、④農林年金法の昭和39年改正法附則および昭和41年改正法附則の規定にかかわらず、④農林年金法の規定(④農林年金法の新法規定)に準じて算定する。</p>	沖縄では新法による改訂がなされないまま、既得権の尊重。
6. 通算年金制度 (第37条の3、38条、38条の2~3、36年附則、通算年金通則法)	<p>1. 継続組合員の④在職期間は通算年金通則法の規定による「通算対象期間」とする。</p> <p>2. 「通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号)」附則第42条および第44条の規定に準じて、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 復帰日現在において31歳以上である者は、夫々の年令に応じて短縮された期間の通算対象期間(合算した期間)を復帰日以後みたした場合は通算退職年金を支給することとする。</p> <p>(2) 継続組合員のうち復帰日に50歳以上である者が退職し、退職一時金の支給をうけることとなつた場合は、その者の選択により、通算退職年金の財源控除を行なわないこととする。</p>	統計資料を

項 目	措 置 内 容	備 考
7 既裁定年金 (第36条、39条の2、46 条、44年改定法、45 年改定法)	<p>1. 既裁定年金の額は、④共済組合が裁定した額を復帰日現在における円換算額に より換算した額とする。</p> <p>2. 1により換算した既裁定年金について④の既裁定年金の改定法および本法によ る既裁定年金額の改定および<u>最低保障額</u>に関する規定を適用し、復帰日の属する 月の翌月分以後、その年金額を引き上げるものとする。</p>	
8 支払未済の給付金	<p>1. 復帰前に給付事由が生じた給付について、復帰日以後に請求があつた場合、その 給付は④共済組合法の規定により④共済組合が裁定することとする。</p> <p>2. この場合、7の既裁定年金と同様の措置を講ずる。</p>	
9 延滞金 (第57条)	復帰日現在で納付期限を経過している滞納掛金の延滞金は、復帰前の期間について は④共済組合法の規定による割合(1日につき掛金額の $\frac{3}{10,000}$)で計算し、復帰 後の期間については④共済組合法の規定による割合(掛金額につき年 / 4.6 %)で、 計算した額により徴収する。	
10 国の補助 (第62条)	④共済組合の復帰日現在における不足責任準備金を補てんするために要する経費の 全額を補助する。	24ヶ月の支給金
11 ④共済組合の解散	④共済組合は、復帰日現在において解散し、その債権・債務および業務の一切を④ 共済組合に引きつぐものとする。	

農業者年金制度の適用について

昭和45・10・28

農林省農政局

1 本土における制度
農業者年金基金法(昭和45年法律第48号)に基づき農業者年金基金(

昭和45年10月1日設立)が次に掲げる事業を行ふ。

- (1) 農業者年金事業(昭和46年1月から被保険者の適用および保険料の徴収を開始)
 - (2) 農業給付金の支給(昭和46年1月から業務開始)
 - (3) 脱農希望者の農地等の買入代充渡し(買入代業務は昭和46年1月から、充渡し業務は昭和46年4月から開始)
 - (4) 脱農希望者が農地等を取得するに対する補助(昭和46年4月から業務開始)
 - (5) 福祉施設の設置運営
- 2 沖縄における制度
- 3 借帰後の本土制度の適用についての考え方
- 復帰後即時適用する。この場合において、次の経過措置を講ずることとする。
- (1) 年金給付の受給資格期間について特例を設け、本土で制度と違う方にする。(本土における最短資格期間が5年で、
発足当初適用文書と同一の年令の者が同じように適用する
とする)
かかるを沖縄においては昭和48年から適用の場合には3年とするが、または土地の払い立て昭和46年1月から被保険者の適用とする)

(2) 年金より大集会の費用

卷之三

沖縄の本土復帰に伴う共済(長期)の取扱いについて
(沖縄電電公社被職員同様) (メモ)

事項	調査整理等
1 組織に関する事項	本土における組合組織に入ることに対する対応。 (本土の電電公社の組織内に入るのに對し、共済組合制度のみ別制度にするなどは妥当でない。)
2 賃源(長期給付の負担)	/ 復帰後の期間分の負担については、現行の公企共法に規定する負担区分ならびに割合とする。 2 過去の期間の清算によって生ずる追加費用は、国であるが公企が負担する。
3 過去期間の清算等	/ 復帰の際、現に職員としての身分を保有するものについては、復帰時実に所属する共済組合が、その者についての従前の期間を清算する。この場合、沖縄における法律の適用關係が、政府職員等ということで、一本地化されていた経緯から、従前の期間を各制度ごとに分割して清算するには問題はない。
4 債権債務	2 復帰前にすでに退職した者に対する年金である給付については、その権利義務を承継しない。 沖縄法における最低保障等との差異に関する特例はもうけず、現行法のやく内で措置する。
5 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭26法律156)	復帰の日の前日において、給付支給義務を負った(復帰時実に在職する組合員に限る)の積立てるべき責任準備金の額に、同日にあらかじめ積立てるべき責任準備金と積立てていつた責任準備金との割合を用いた額を引き継ぐ。

No. 2

事項	調整の考え方等
等) 営業 6. 旧令による共済組合 等からの年金受給者等 のための特別措置法 (昭25 法律256号) 廃除	ついては、調整する。 同上

事項	調整の考え方等
等) 営業 6. 旧令による共済組合 等からの年金受給者等 のための特別措置法 (昭25 法律256号) 廃除	ついては、調整する。 同上